

令和4年度  
体育授業スペシャルサポーター派遣事業  
事前研修会



©岡山県「ももっち」

岡山県教育庁保健体育課  
学校体育班 大和 知矢

1

本日の研修会のねらい

新学習指導要領を踏まえた体育授業やスペシャルサポーターとしての役割、児童と接する際のポイント等について理解を深める。



- ・サポーター派遣校の体育授業の更なる充実。
- ・体育の授業が楽しいと感じる児童の増加。

2

本日の日程

- ①説明「新学習指導要領を踏まえた体育授業について」
- ②演習「スペシャルサポーターの役割について」
- ③説明「事務手続き等について」
- ④質疑応答

3

小学校「体育科」改訂のポイント

- 心と体を一体として捉え、生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現を重視。
- 運動を苦手と感じている児童や運動に意欲的に取り組まない児童、障害のある児童等への指導について配慮。
- 体験的な活動を重視し、「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方やオリンピック・パラリンピックに関する指導を通して、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう内容を改善。
- 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容やけがの手当等、技能についての内容を改善。

4

### 学習内容、学習指導の改善・充実（小学校）

- 児童の発達の段階を踏まえ、小学校から高等学校までの12年間を見通し、指導内容を一層明確化するとともに、幼稚園並びに中学校との接続を重視。
- 運動領域と保健領域との一層の関連を図る指導に配慮することを新たに明示。
- 技能力の低下傾向に対応した指導も取り入れ可能であることを新たに明示。
- オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするとともに、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れるよう新たに明示。
- 運動の楽しさや喜びを味わうことができるようするため、特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的に取り組まない児童等への指導方法等を新たに例示。
- 健康と運動の関わりを重視するとともに、不安や悩みなどへの対処やけがの手当を技能として新たに明示。
- 健康に関心を持てるようし、課題を解決する学習活動を取り入れるなど指導方法を充実。

5

### 小学校 体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、**心と体を一体として捉え、生涯にわたって**心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための**資質・能力**を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の**運動**の行い方及び身近な生活における**健康・安全について理解**するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) **運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上**を目指し、**楽しく明るい生活を営む態度**を養う。

6

### 「体育の見方・考え方」

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性に応じた「する、みる、支える、知る」の多様な関わり方と関連付けること。



小学校においては、運動やスポーツが楽しさや喜びを味わうことや体力の向上に繋がっていることに着目するとともに、「すること」だけでなく「みること」、「支えること」、「**知ること**」など、自己の適性に応じて、**運動やスポーツの多様な関わり方について考える**ことを意図している。

7

### 「保健の見方・考え方」

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること。



小学校においては、特に身近な生活における課題や情報を、保健領域で学習する病気の予防やけがの手当の原則及び、健康で安全な生活についての概念等に着目して捉え、**病気にかかったり、けがをしったりするリスクの軽減や心身の健康の保持増進と関連付ける**ことを意図している。

8

目指す体育科の授業

# 楽しくて身につく 体育科の授業

全ての子どもに「わかった!」「できた!」「楽しい!」を

楽しくて身につく体育科の授業

楽しくて身につく体育科の授業

指導内容と楽しさや喜びとの関係

### 体育科の授業づくりの基本

運動が好き  
な子どもを増やす

運動が得意  
な子どもを増やす

**2輪ではなく4輪の指導を！**

運動嫌いを  
つくりたくない

苦手な子どもを  
放置しない

13

### 体育授業スペシャルサポーター派遣事業【R3～】

#### 1 学校体育に関する現状と課題

①小学校の体育科の体力合評点  
⇒令和3年度は男女ともに平成20年度の調査開始以来最低水準  
②「体育の授業が楽しい」と感じる児童の割合  
⇒小学校男子・女子ともに全学年で低下している  
③小学校教員の体育の指導力  
⇒必ずしも十分なスキルや自信を持っている者は少ない

#### 2 特徴

①公立小学校(岡山市立小学校を除く)の第4学年の体育授業(部外活動、陸上運動、水泳(海浜市))に大学生やスポーツクラブのインストラクター等の専任者を体育授業のシニョールサポーターとして派遣する  
②スペシャルサポーターは、派遣先の指導教員とともにチームミーティング(TT)による体育授業を行う  
③主たる指導は指導教員が行い、スペシャルサポーターは主に運動が苦手な児童に指導を実施する

#### 3 目標とする成果

①スペシャルサポーターを派遣して体育授業を実施することで、運動が苦手な児童への個別の支援が充実させる。  
②全ての児童が達成感や充実感の得られる体育授業となり、**体育の授業を楽しいと感じるようになる**。  
③運動やスポーツが好きな児童が増え、**児童自らが主体的かつ自主的に体を動かすようになり、運動習慣が定着する**。  
④結果として、**児童の体力が向上する**。

#### 4 スケジュール

各和4年度	各和5年度
4月上旬	4月上旬
4月中旬	4月中旬
4月下旬	4月下旬
5月上旬	5月上旬
5月下旬	5月下旬
6月中旬	6月中旬
10月中旬	10月中旬
2月下旬	2月下旬

**派遣校に関すること**

- サポーター派遣校募集
  - 公立小学校(岡山市立小学校を除く)の第4学年で体育授業を実施する教員に対して、サポーター派遣に関する意向調査を実施する。
  - 意向調査はオンラインで実施する。
- サポーター派遣校決定
  - サポーターの派遣を希望する教員が所属する学校の中から派遣校(上限30校)を抽選で決定する。
- サポーター打合せ実施
  - 派遣されるサポーターと派遣校の指導者の打合せを行う。
- サポーター派遣開始
  - 派遣教員とサポーターとのチームミーティング(TT)による体育授業を実施する。(年間30時間まで)
- サポーター派遣終了

**スペシャルサポーターに関すること**

- サポーター募集
  - 県内の大学又は大学院に在籍する学生や現在在学中に、サポーターとしての活動を希望する者を募集する。  
【募集する人材】大学生(大学院生)【募集枠】スポーツクラブのインストラクター等【募集枠】1,500円/1時間
- サポーター決定
  - 指導可能な運動領域や活動希望市町村等を参考に、それぞれの学校に派遣するサポーターを決定する。
- サポーター打合せ、事前研修会実施
  - 派遣先の打合せと岡山県教育庁後援体育授業に関する事前研修会に参加する。
- サポーター情報交換会参加
  - 岡山県教育庁後援体育授業に関する情報交換会に参加する。

### 楽しくない体育授業

15

### スペシャルサポーターとしての役割

運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童が、達成感を感じたり、成功体験を積んだりするためのサポートを行う。

・活動と一緒に考える  
・技のポイントに気付かせる  
・過程を評価  
・「する・見る・支える・知る」  
・子ども主体

・活動を指示する  
・技のポイントを教える  
・結果を評価  
・技能中心主義  
・教師主導

楽しい!  
また、やりたい

楽しくない  
もう、やらない

16

### スペシャルサポーターの遵守事項

- ① 派遣学校長の指導の下、教育活動に専念する。  
※積極的に行動する。  
※分からないことは派遣校の先生に聞く。
- ② 学校の信用を傷つけたり、又はその不名誉となる行為をしたりしない。  
※教員の一人としてふさわしい行動を心がける。  
(服装、言葉遣い、交通ルール 等)
- ③ 活動上知り得た情報を他に漏らさない。活動を終了後もまた同様とする。  
※学校や児童の写真や動画を無断で撮影しない。  
※SNSへの掲載。  
※児童へ連絡先を教えない。

17

### その他

- 派遣校について
  - ・ 時間割等の都合により、活動できなくなった場合、速やかに県保健体育課まで連絡を。
  - ・ 派遣校が決定又は変更になった場合、旅程等確認票を提出する。
  - ・ 指導可能な領域以外の領域で派遣する場合もある。
  - ・ 派遣校が決まっているサポーターは、後日派遣校から連絡あり(打合せ会実施のための日程調整)。
- 新型コロナウイルス感染症対策について
  - ・ 教員は原則、体育の授業中もマスクを着用する。自らの身体へのリスクがあると判断する場合、マスクを外すことは問題ないが、その際は、十分な身体的距離をとる。

18